

# 南部学校給食センターPFI整備運営事業

## 特定事業の選定

平成19年9月27日

大垣市

## 第1 事業概要

### 1 事業の目的

大垣市（以下「市」という。）では、昭和41年5月に南部学校給食センターを開設し、市内32小中学校・幼稚園に「衛生的で栄養のバランスがとれた給食」を提供してきたが、開設以来41年が経過したことにより施設設備が老朽化、狭隘化し、効率的な作業動線や最新の衛生管理による対応が困難な状況になっているため、市では新たに南部学校給食センター（以下「本施設」という。）を移転整備することとなった。

本施設の移転整備の方法としては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、本施設の設計、建設、維持管理及び一部の運営（以下「本事業」という。）を一貫して民間事業者に委ねることとする。

本事業の目的は、長期間にわたって安心・安全でおいしい給食の提供や環境に配慮した良好な施設の維持管理等、長期的な観点での学校給食の質の確保と災害時における炊き出しや充実した食育指導の実施など、多目的な運用を目指しつつ、整備コストの縮減をはかることとする。

### 2 事業内容

建設場所：大垣市外野3丁目13番地1、13番地3、20番地1

敷地面積：7,644.26㎡

提供食数：12,000食/日（最大13,000食）

#### （1）事業方式

PFI法に基づき、事業者が本施設を設計及び建設し（開設準備行為を含む）開設準備期間終了後、本施設の所有権を市に取得させ、本施設の維持管理及び一部の運営を実施する、BTO（Build - Transfer - Operate）方式とする。

#### （2）事業期間

設計及び建設期間：平成20年7月1日から平成22年3月31日

開設準備期間：平成22年4月1日から平成22年8月31日

維持管理期間：平成22年4月1日から平成37年3月31日

運営期間：平成22年9月1日から平成37年3月31日

#### （3）業務範囲

ア 本施設の設計及び建設

（ア）事前調査

（イ）設計（基本設計及び実施設計）

（ウ）建設

（エ）建設に伴う各種許認可申請等（開発申請含む）

（オ）工事監理

（カ）調理設備設置

（キ）什器備品調達

（ク）調理備品調達

- (ケ) 近隣対応及び対策
- (コ) 配送車調達
- (サ) 各学校牛乳等保冷库取替

#### イ 本施設の維持管理

- (ア) 建築物定期点検・保守
- (イ) 建築設備定期点検・保守
- (ウ) 調理設備点検・保守
- (エ) 定期清掃
- (オ) 植栽及び外構定期点検・保守
- (カ) 警備
- (キ) HACCP導入及び運用支援
- (ク) 日常修繕
- (ケ) 修繕計画立案
- (コ) 各学校牛乳等保冷库定期点検・保守
- (サ) 開設準備補助作業

#### ウ 本施設の運営

学校給食の配送及び回収

- (米飯、牛乳、パン食、デザート類を除く。)
- (配送及び回収とも本施設コンテナ室と各学校配膳室間のみ。配送車維持管理を含む。)

#### エ 本施設の所有権移転に関する業務

事業者は、市の完成確認後に、本施設の所有権を市に取得させる。

#### (4) 事業者の収入

- 一括支払施設費
- 割賦料
- 委託料

## 第2 市が直接事業を実施する場合とPFIで実施する場合の評価

### 1 評価方法

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減と公共サービス水準の向上が期待できることを選定の基準とした。具体的には、次の点について評価を行った。
  - ・市の財政負担見込額による定量的評価
  - ・PFI事業として実施することの定性的評価
  - ・上記による総合的評価
- (2) 市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税金についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

## 2 市の財政負担見込額による定量的評価

### 1 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

【市の財政負担額算定の前提条件表】

	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	本施設の設計及び建設に関する業務費 本施設の維持管理に関する業務費 本施設の運営に関する業務費 開設関連費 起債償還費 保険料	本施設の設計及び建設に関する業務費 本施設の維持管理に関する業務費 本施設の運営に関する業務費 開設関連経費 アドバイザー費 起債償還費 公租公課費 保険料
共通の条件	事業期間 15年間 敷地面積 7,644.26㎡ 供給能力 12,000/日(最大13,000食/日) 割引率 4% インフレ率 0%	
設計及び建設に関する費用	概略の施設計画に基づき、他自治体の学校給食センターの実績及び近年の物価水準を勘案して設定	設計、建設、維持管理及び運営の一括発注による効率化が図られ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が行われることによるコスト縮減が実現するものとして設定
維持管理に関する費用		
運営に関する費用		
資金調達に関する事項	国庫補助金 一般財源 起債 近年の動向をふまえ金利設定 償還年数20年(据置2年) 合併特例債	建設一時金(補助基準額) 資本金 銀行借入 近年の動向をふまえ金利設定 借入金償還条件は15年間の元利均等償還 合併特例債

## 2 算定結果

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担額を100とし、指標により比較する。

なお、事業者へ移転するリスクは加味（定量化）していない。この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が10.3%削減されるものと見込まれる。

### 【市の財政負担額の比較結果】

項目	財政負担額の比較
市が直接実施する場合	100.0
PFI事業として実施する場合	89.7

## 3 PFI方式により実施することの定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合、市の財政負担削減額の可能性といった定量的評価に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

### (1) 安心・安全でおいしい給食の提供

設計、建設、維持管理、配送業務を一括してPFI事業者に委ねることにより、事業者が有する専門的知識や技術的能力を最大限に活用することが可能となる。

その結果、より衛生的かつ機能的な施設を整備・維持することが可能となり、現在、配送業務と調理業務を兼務している市調理員は調理業務に専念でき、より安心・安全でおいしい学校給食の提供が可能となる。

### (2) 食育指導の充実と災害等緊急時の機能維持

事業者が有する専門的知識や技術的能力を活用することにより、調理施設見学、試食会、調理体験等によるより効果的な食育指導の充実と災害等緊急時における炊き出し機能の向上が可能となる。

### (3) サービス水準の向上

PFI方式を活用した場合には、事業者に設計、建設、維持管理、運営までを一括して発注するため、設計段階において維持管理、運営を見越した創意工夫を取り入れることが可能であり、民間事業者の経営能力、技術力等を活用することにより、より効率的で質の良いサービスの実現が期待できる。

### (4) 適正なリスク分担による安定した事業運営

PFI方式を導入することで、従来市が負っていた事業リスクを民間事業者と分担することが可能となり、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。さらに、民間事業者の能力も活用した適切なリスク管理によって、安全性も含めたサービスの質を確保しながら、事業費全体を適切に管理することができる。

#### (5) 財政支出の平準化

本事業に必要な費用を15年間にわたる維持管理及び運営期間を通じてサービスの対価を毎年一定額支払うことから、財政支出を平準化することが可能となる。

#### 4 総合的評価

本事業をPFI事業として実施することにより、事業全体を通じて事業者の資金調達能力や効率的かつ効果的な事業知識、技術を活用することが可能になり、結果として定量的評価における財政負担の縮減が10.3%と定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当と認められるため、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。